

# 令和7年度フォークリフト運転技能講習助成金交付要綱

一般社団法人 栃木県トラック協会

## (目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）が行う、フォークリフト運転技能講習に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (助成対象者)

第2条 助成対象者は、栃ト協の会員事業者であって、貨物自動車の運転者に、下記対象期間内において陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部又は栃木労働局登録教習機関が実施する「フォークリフト運転技能講習」を受講させた事業者とする。但し、県外事業所の運転者の受講は、助成対象としない。

- 2 会員事業者とは、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者をいう。新規加入した事業者については、入会後受講したものを対象とする。但し、栃ト協会費等の未納がある場合はその限りではない。

## (助成交付額)

第3条 助成金の交付額は、以下の通り助成とする。

フォークリフト運転技能講習 1名につき10,000円

- 2 但し、申請は1事業者につき3名を上限とする。

## (助成対象期間)

第4条 令和7年3月1日(土)から令和8年2月28日(土)までに第2条で定める外部講習機関にてフォークリフト運転技能講習が修了するものでなければならない。

- 2 期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了する。

## (助成金の請求手続き)

第5条 助成金の交付を申請する会員事業者は別途「令和7年度フォークリフト運転技能講習助成金交付請求書」により、つぎの書類を添付し栃ト協会長に対して請求をするものとする。

- ア. 受講に関する証明(修了証等)の写し
- イ. 受講料納付に関する証明(領収証又は銀行振込書、ネットバンキング等)の写し
- ウ. 運転者を確認できる書類(運転者台帳、運転日報、点呼記録簿のうちいずれか1点)の写し

### (申請期間)

第6条 令和7年6月2日(月)から令和8年3月2日(月)(土日祝祭日及び休館日は除く)。

### (助成金の交付)

第7条 栃ト協は、前条の「令和7年度フォークリフト運転技能講習助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、本助成事業に適合すると認めた場合は、申請事業者に対して助成金を交付する。

### (報告)

第8条 栃ト協は、助成金の交付に関して、会員事業者に必要な報告を求めることができる。

### (助成金の返還)

第9条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他栃ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

### (附 則)

1. 本要綱は、令和7年4月1日より適用する。